

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県湖西市長

公表日

令和5年2月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)及びその他関係法令に基づき、認定請求等の受理、審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">児童手当法の児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。児童手当法の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。児童手当法の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。児童手当法の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。児童手当法の資料の提供等の求めに関する事務。児童手当法施行規則の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 <p>※上記事務に係る申請・届出の受理について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。</p>
③システムの名称	児童手当システムAcrocity、福祉総合システムes-Ambitious、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル、電子申請データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○番号法第9条第1項 別表第一の56項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号 別表第二の第26、30、87項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19、44条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号 別表第二の第74、75項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	湖西市 健康福祉部 子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県 湖西市 健康福祉部 子ども家庭課 431-0442 静岡県湖西市古見1044番地 TEL 053-576-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県 湖西市 健康福祉部 子ども家庭課 431-0442 静岡県湖西市古見1044番地 TEL 053-576-1813

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月14日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 尾崎 誠	子育て支援課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	《新設》	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	湖西市 健康福祉部 子育て支援課	湖西市 健康福祉部 子ども家庭課	事後	—
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	子ども家庭課長	事後	—
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	静岡県湖西市健康福祉部子育て支援課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-1813	静岡県湖西市健康福祉部子ども家庭課 431-0442 静岡県湖西市古見1044番地 053-576-1813	事後	—
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	静岡県湖西市健康福祉部子育て支援課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-1813	静岡県湖西市健康福祉部子ども家庭課 431-0442 静岡県湖西市古見1044番地 053-576-1813	事後	—
令和5年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)及びその他関係法令に基づき、認定請求等の受理、審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 2. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 3. 児童手当法の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 4. 児童手当法の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 5. 児童手当法の資料の提供等の求めに関する事務。 6. 児童手当法施行規則の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 【しずおか電子申請サービスにおける事務の内容】 児童手当業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人確認性、申請書の印刷	児童手当法(昭和46年法律第73号)及びその他関係法令に基づき、認定請求等の受理、審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 2. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 3. 児童手当法の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 4. 児童手当法の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 5. 児童手当法の資料の提供等の求めに関する事務。 6. 児童手当法施行規則の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 ※上記事務に係る申請・届出の受理について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。	事前	—
令和5年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム Acrocity、福祉総合システム es-Ambitious、中間サーバー、団体内統合宛名システム、しずおか電子申請サービス	児童手当システムAcrocity、福祉総合システム es-Ambitious、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事前	